

水質汚濁防止法の改正・施行について改めて紹介します

工場・事業場でトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染が相次いだことから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために水質汚濁防止法が改正・施行されています。

(平成23年6月22日改正、平成24年6月1日施行)

改正内容は、(1)届出対象施設の拡大、(2)構造等に関する基準順守義務の創設、(3)定期点検の義務の創設となっています。

地下水汚染の未然防止のために改めて紹介します。

※本規制の詳しい内容・マニュアルは、以下の環境省のホームページでご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

### (1) 届出対象施設の拡大

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造、設備、使用の方法等について、都道府県知事に届け出なければなりません。(法第5条第3項)

「有害物質使用特定施設」

水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするものをいいます。

法改正により下水道に排水の全量を放出している場合も届出が必要となっています。

「有害物質貯蔵指定施設」

有害物質を貯蔵するタンク等の施設。法改正により届出が必要となっています。

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする方は、設置60日以上前に「設置届出書」を各市町村の環境担当窓口まで提出する必要があります。

(一部市町村については大阪府が窓口となります)

### (2) 構造等に関する基準順守義務の創設

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、「構造等に関する基準」を順守しなければなりません。(法第12条の4)

「構造等に関する基準」とは有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の下記について定めた構造、設備及び使用の方法に関する基準です。

①施設本体

②施設の設置場所の床面及び周囲

③施設本体に付帯する配管・排水溝等

届出時において、「構造等に関する基準」に適合しないと認めるときは、都道府県知事は構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができます。(法第8条第2項)

これらの施設の使用時において、「構造等に関する基準」を順守していないと認めるときは、都道府県知事は施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善、又は施設の使用の一時停止を命ずることができます。

(法第13条の3第1項)

### (3) 定期点検の義務の創設

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・設備、使用の方法等について、定期に点検し、その結果を記録、保存しなければなりません。(法第14条第5項)

記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられます。

(法第33条)

参考：裏面に下記の資料を記載しています。

- ・「有害物質」の一覧
- ・構造等に関する基準及び定期点検の対象となる部分の図(例)
- ・大阪府が窓口となる市町村

参考

・「有害物質」の一覧

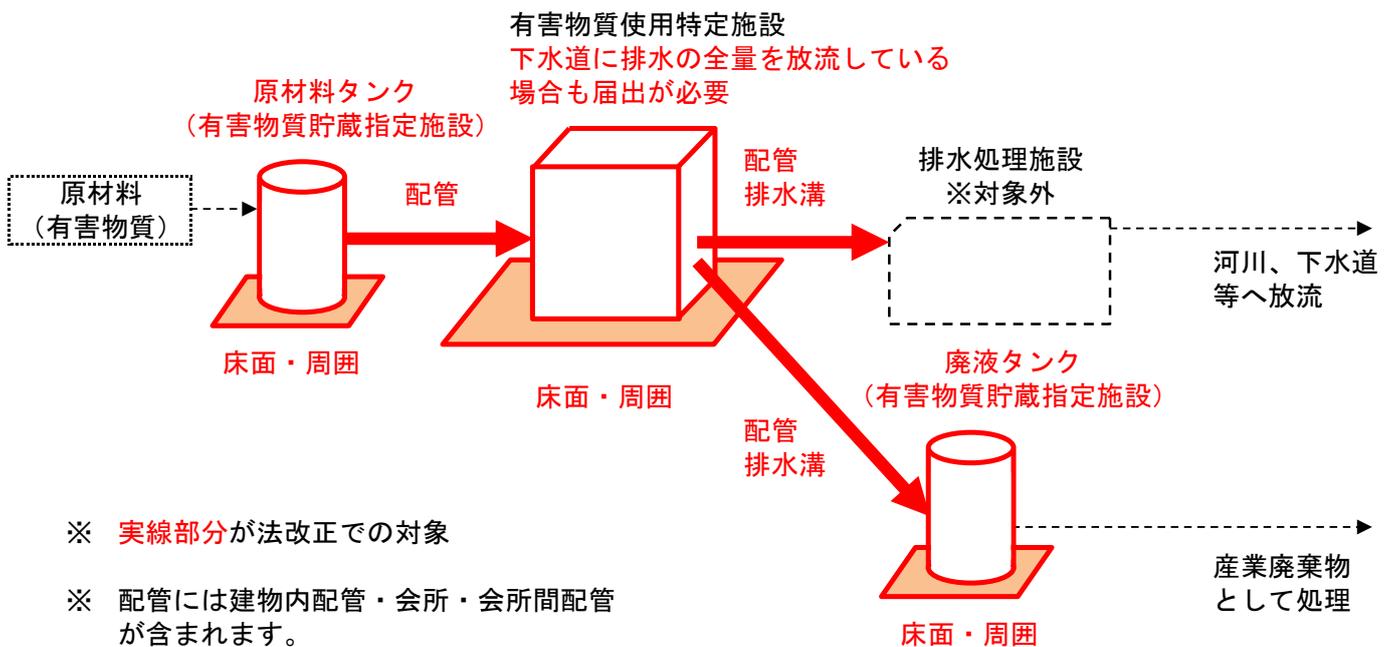
1. カドミウム及びその化合物	8. ポリ塩化ビフェニル	16. 1,1,1-トリクロロエタン	24. ほう素及びその化合物
2. シアン化合物	9. トリクロロエチレン	17. 1,1,2-トリクロロエタン	25. ふつ素及びその化合物
3. 有機燐化合物	10. テトラクロロエチレン	18. 1,3-ジクロロプロペン	26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
4. 鉛及びその化合物	11. ジクロロメタン	19. チウラム	27. 塩化ビニルモノマー
5. 六価クロム化合物	12. 四塩化炭素	20. シマジン	28. 1,4-ジオキサン
6. 砒素及びその化合物	13. 1,2-ジクロロエタン	21. チオベンカルブ	
7. 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	14. 1,1-ジクロロエチレン	22. ベンゼン	
	15. 1,2-ジクロロエチレン	23. セレン及びその化合物	

環境基準の改定に伴い上水道水源地域においては、

カドミウム及びその化合物の排水基準が 0.01mg/lから0.003mg/lに改正されています。(平成25年3月27日施行)

また、トリクロロエチレンの排水基準が 0.03mg/lから0.01mg/lに改正されています。(平成27年6月16日施行)

・構造等に関する基準及び定期点検の対象となる部分の図(例)



・大阪府が窓口となる市町村

島本町、摂津市、門真市、四条畷市、交野市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 水質指導グループ
泉佐野市、高石市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課